

101. 参議院法務委員会で議決された決議（附帯決議を含む）の昨年1年間における対処状況について（令和5年1月調査）

○民事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和4年5月17日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 本法施行後において、訴訟手続の電子化が速やかに行われ、適切な裁判が実施されるよう環境整備及び事務負担の軽減に努めること。	一部措置済み（令和4年度）	<p>裁判所においては、現行法下においても可能な取組み（フェーズ1）として、ウェブ会議等のITツールを活用した争点整理手続の運用を実施したり、電子提出の先行実施として、一部の府で、民事裁判書類電子提出システム（通称「mints（ミンツ）」）の運用を開始し、その運用府を拡大したりしている。</p> <p>また、ウェブ会議を用いた口頭弁論の実施（フェーズ2）に向けて、法廷へのディスプレイ等の機器の導入も行う予定である。</p> <p>このような取組を通じて、電子化に向けた環境整備を進めている。</p>
二 訴訟手続の電子化を円滑に進めることができ利用者の利益になるという観点から、施行後五年を経過した場合における検討に当たっては、改正法の施行状況や施行後の情報通信技術の進展等の社会経済情勢を踏まえつつ、電子情報処理組織による申立て等の利用を拡大・促進するための方策について検討すること。		
三 訴訟代理人に委任しない者が電子情報処理組織による申立て等を容易に利用できるよう、関係機関及び日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等と連携し、必要に応じて弁護士・司法書士等による支援を受けられる環境整備に努めること。		
四 訴訟手続は国民の権利関係の得喪に深くかかわり、その電子化は重大な事柄であるから、制度の円滑な施行を実現し、その利用を促進するため、関係機関及び日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等と連携して、制度の周知を十分に図ること。		
五 裁判所の電子情報処理組織を構築するに当たっては、サイバー攻撃などで訴訟記	検討中	裁判所の電子情報処理組織について、適切なセキュリティ水準を確保するという観点からは、例えば、ユーザの認証におい

<p>録が流出して訴訟関係者のプライバシー侵害が起こらないよう、適切なセキュリティ水準を確保するとともに、訴訟代理人に委任しない者が電子情報処理組織による申立てを容易に利用できるよう、日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等の意見を聞き、利便性を高めるよう努めること。</p>		<p>てID及びパスワードに加え、多要素認証の措置を講じること、システムの入り口（ログイン）及び操作（アクセス）に関する証跡（ログ）を監視・記録すること、ファイアウォールや不正アクセスの自動検知・遮断機能を導入することなどの適切な措置を講じる予定である。</p> <p>また、誰でもオンラインによる申立てを容易に利用できるものとするという観点からは、例えば、画面レイアウトを工夫するほか、オンラインのみでアカウント取得を完結することができる仕組みや、フォーマットを利用した入力方式を導入するなどして利便性を高めることなどを検討している。</p>
<p>六 訴訟記録を電子化するに当たり、事件記録の保存期間を広げるとともに、判決書については、国民が調査や分析しやすいものとなるよう努めること。</p>	<p>検討中</p>	<p>裁判所としては、電子化された記録の特性等を踏まえ、電子化に伴う記録の保存期間の在り方について検討を進めているところである。また、民事事件の判決書の利活用に関しては、法務省において設置された民事判決情報のデータベース化を実現する方策に関する検討会に最高裁も構成員として参加し、必要な協力をしているところである。</p>
<p>七 ウェブ会議の方法による証人尋問等については、心証形成が法廷で対面して行われるものとは異なる場合もあることを踏まえ、裁判所における相当性の判断が適切に行われるよう法制度の趣旨について周知すること。</p>		
<p>八 口頭弁論等における当事者等のウェブ会議による参加については、当事者や証人へのなりすましを防止すること及び第三者からの不当な影響を排除すること並びにウェブ会議の録音・録画を防止することを確保できるよう努めること。</p>	<p>一部措置済み (令和4年度)</p>	<p>民事訴訟規則等の一部を改正する規則を制定し、当事者がウェブ会議等の方法により口頭弁論等の手続に参加する際には、裁判所は、通話者の所在する場所の状況がウェブ会議等によって手続を実施するために適切なものであることを確認しなければならない旨の規定を新設するなどした。</p>
<p>九 訴えの提起の手数料の在り方について、本法施行後における裁判手続の事務処理の実態等のほか、訴える側の資力により適正な訴額の請求を断念せざるを得ない状況があるとの指摘や、手数料の低額化及びその算出を簡明なものとする定額化を検討すべきとの指摘も踏まえつつ、関係団体の意見聴取にも努めるなどしながら、負担の公平の見地から、必要な検討を行うこと。</p>		
<p>十 訴訟手続の電子化を速やかに実現させるため、裁判所の必要な人的態勢の整備及び予算の確保に努めること。</p>	<p>検討中</p>	<p>裁判所としては、訴訟手続の電子化に向けて検討を進めているところであり、引き続き必要な人的態勢の整備及び予算</p>

<p>十一 民事訴訟手続を利用する障害者に対する手続上の配慮の在り方について、本法施行後の制度の運用状況及び障害者の意見も踏まえて、障害者のアクセスの向上に資する法整備の要否も含めて検討し、必要な措置を講じること。</p>	<p>検討中</p>	<p>の確保に努めてまいりたい。</p> <p>法務省、最高裁判所及び日本弁護士連合会で構成される民事司法の在り方に関する法曹三者連絡協議会の分科会である「障害者の民事司法へのアクセス拡充に関するワーキンググループ」において、民事裁判手続のIT化等の動向も踏まえつつ、現行制度における課題・対応策の検討を進めているところである。</p>
<p>十二 附則第百二十六条の規定による検討については、改正法の施行状況や施行後の情報通信技術の進展等を踏まえて、適時に行うこと。</p>		

○民法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和4年12月8日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 嫁出の推定が及ぶ範囲の見直し及びこれに伴う女性に係る再婚禁止期間の廃止など本法による改正内容について十分な周知に努めること。特に、本法の施行の日前に生まれた子に適用される子及び母の否認権の行使については本法の施行の日から一年間に限り認められていることに鑑み、対象となる無戸籍者等に対する周知が遺漏なく行われるよう努めること。		
二 本改正が無戸籍者対策として行われることに伴い、無戸籍者が司法手続を利用しやすくするための支援や、行政サービスを受けられるよう、関係機関が綿密な連携に努めること。		
三 母や子が父を相手に否認権を行使するに当たり、DVや児童虐待等がある場合があることを踏まえ、相手方と対面することなく、また、相手方に住所等を知られることなく手続を行うことができる措置を講じるなどの柔軟な運用について周知すること。	検討中	これまでも、DV等の事案については、各家庭裁判所において、当事者が裁判所で接触することができないように様々な配慮をしてきたところであるが、改正法及び附帯決議の趣旨を踏まえ、今後とも当事者に対する教示が遺漏なく行われるよう改めて注意喚起することなどを検討中である。また、住所等の相手方に知られると支障を生ずる情報については、これまでも、手続案内時等において、当該情報を相手方に開示しないことを希望する申出ができるなどを教示するなどして適切に対応してきたところであるが、令和5年2月20日に施行される当事者秘匿制度の説明について裁判所ウェブサイトに掲載することなどを検討中である。
四 本法施行後も、本改正が無戸籍者問題の解消に資するものとなっているかを継続して検証し、必要に応じて、嫁出推定制度等について更なる検討を行うこと。		
五 国籍法第三条の改正により、国籍取得後に事実に反する認知が明らかとなつた場合には、認知の無効を争うことができなくなった後であっても当該認知された子の国籍取得が当初から無効であったこととなり日本国籍が認められなくなることを踏まえ、無国籍者の発生防止・削減の観点や日本人として生活していた実態等を十分に勘案して、当該子の法的地位を速やかに安定させるよう、帰化又は在		

留資格の付与に係る手続において柔軟かつ人道的な対応を行うこと。		
六 政府は、本法施行後、国籍取得後に事実に反する認知が明らかになり、国籍取得が当初から無効となる子の件数及びその原因を把握し、必要に応じて、それに伴う課題等の有無を検討すること。		
七 民法の懲戒権の規定に関しては、児童虐待の口実として使われることを防止するため当該規定の削除等が行われることを踏まえ、体罰等は許されないという認識を社会全体で共有するために積極的かつ細やかな広報活動を行うなど、本改正の趣旨についての周知徹底及び関係機関との連携に努めること。		

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和3年4月6日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 民事訴訟手続の審理期間及び合議率の目標を達成するため、審理期間が長期化している近年の状況を検証し、審理の運用手法、制度の改善等に取り組み、その上で、目標達成に必要な範囲で削減を含め裁判官の定員管理を行うこと。	一部措置済み（令和3年、令和4年）	裁判所としては、第一審の訴訟手続を2年以内のできるだけ短期間に終局させるとともに、当事者である国民のニーズを踏まえ、充実した手続を実施する方策の一環として、合議体による審理の充実・活用を図るよう努力しているところであり、裁判の迅速化に関する法律第8条第1項に定められた裁判の迅速化に係る検証において、審理期間が長期化している状況を不斷に検証するとともに、争点整理手続の実情や合議体による審理の実情等を分析・検証するなどし、合理的期間内に充実した適正な裁判が実現されるように検討を続けている。これまで裁判所としては、裁判官を増員し、裁判官が適切な訴訟指揮権を行使して終期を見通した計画的な審理の実践や合議事件の審理の充実強化を図る態勢を整えるとともに、訴訟関係人の理解と協力を得つつ、争点中心型審理の実践に努めるなど、審理期間及び合議率の目標達成のため検討を続けてきたところであり、令和4年度においても、事件動向等を注視し、適正迅速な事件処理に支障を来すことのないよう、必要な人員配置を行った。
二 裁判所職員定員法の改正を行う場合には、引き続き、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数と判事の欠員見込みの概数を明らかにし、その定員が適正であることを明確にすること。	検討中	裁判所としては、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数及び判事の欠員見込みの概数及びその定員が適正であることについては、委員会質疑を通じて明らかにする予定である。
三 令和二年四月十六日の当委員会における附帯決議等を踏まえ、最高裁判所において、引き続き、判事補の定員の充足に努めるとともに、判事補の定員の在り方について、更なる削減等も含め検討していくこと。	措置済み（令和4年）	裁判所としては、引き続き、裁判官にふさわしい資質・能力を備えた人をできるだけ多く裁判官に採用できるよう努めるとともに、判事補の定員について、本附帯決議の趣旨も踏まえて総合的に検討した結果、令和4年度に判事補40人の減

		員を行ったところである。
四 現在の法曹養成制度の下で法曹志望者の減少について顕著な改善傾向が見られないことを踏まえ、そのことが法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき必要な分析を行い、その結果を国会に示すとともに、法改正を踏まえた更なる法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること。	一部措置済み (令和4年)	法曹志望者数の減少、ひいては司法修習生の減少が判事補任官者数に及ぼす影響については、必要な分析を行った上で、委員会質疑を通じて示す予定である。
五 司法制度に対する信頼確保のため、訟務分野において国の指定代理人として活動する裁判官出身の検事の数の縮小を含む必要な取組を進めること。		
六 離婚後の子どもの養育費の不払、面会交流の実施をはじめとする子をめぐる事件の複雑困難化、家庭裁判所の家事事件の新受件数の増加等に対応するため、家庭裁判所の機能強化を図り、家事事件の専門性に配慮した適正な人員配置を行うこと。	一部措置済み (令和3年、令和4年)	裁判所としては、子をめぐる事件を含む家事事件の事件動向等を踏まえ、適正迅速な裁判の実現のため、繁忙庁を中心とし、適正な人員配置等の必要な体制整備を図ったところであるが、今後も必要な体制整備を図ってまいりたい。

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和2年4月16日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
<p>一 民事訴訟事件の内容の複雑困難化及び専門化について、引き続き、その実情を把握し、必要な対応を行うとともに、訴訟手続の審理期間及び合議率の目標を達成するため、審理期間が長期化している近年の状況を検証し、審理の運用手法、制度の改善等を取り組んだ上で、目標達成に必要な範囲で裁判官の定員管理を行うこと。</p>	<p>一部措置済み (令和2年、令和3年、令和4年)</p>	<p>これまでも、裁判所としては、裁判官や弁護士との意見交換等の機会を捉えて実情把握に努めつつ、争点中心型の審理の実践や多角的な検討が可能となる合議体による審理の充実・活用のための方策等につき裁判官による協議会等において協議を行うとともに、金融・経済、医療、建築、IT等の専門分野について、裁判官を対象とする研究会を実施するなどしてきた。また、裁判所は、第一審の訴訟手続を2年以内のできるだけ短期間に終局させるとともに、当事者である国民のニーズを踏まえ、充実した手続を実施する方策の一環として、合議体による審理の充実・活用を図るよう努力しているところであり、裁判の迅速化に関する法律第8条第1項に定められた裁判の迅速化に係る検証において、審理期間が長期化している状況を不斷に検証するとともに、争点整理手続の実情や合議体による審理の実情等を分析・検証するなどし、合理的期間内に充実した適正な裁判が実現されるように検討を続けている。これまでも裁判所としては、裁判官を増員し、裁判官が適切な訴訟指揮権を行使して終期を見通した計画的な審理の実践や合議事件の審理の充実強化を図る態勢を整えるとともに、訴訟関係人の理解と協力を得つつ、争点中心型審理の実践に努めるなど、審理期間及び合議率の目標達成のため検討を続けてきたところであり、令和4年度においても、事件動向等を注視し、適正迅速な事件処理に支障を来すことのないよう、必要な人員配置を行った。</p>
<p>二 裁判所職員定員法の改正を行う場合には、引き続き、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数と判事の欠員見込みの概数を明らかにし、その定員が適正であることを明確にすること。</p>	<p>一部措置済み (令和3年)</p>	<p>裁判所としては、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数及び判事の欠員見込みの概数及びその定員が適正であることについては、委員会質疑を通じて明らかにする予定である。</p>

<p>三 最高裁判所においては、引き続き、判事補の定員の充足に努めるとともに、判事補の定員の在り方について、更なる削減等も含め検討していくこと。</p>	<p>措置済み（令和4年）</p>	<p>裁判所としては、引き続き、裁判官にふさわしい資質・能力を備えた人をできるだけ多く裁判官に採用できるよう努めるとともに、判事補の定員について、本附帯決議の趣旨も踏まえて総合的に検討した結果、令和4年度に判事補40人の減員を行ったところである。</p>
<p>四 現在の法曹養成制度の下での法曹志望者の減少が法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき必要な分析を行い、その結果を国会に示すとともに、法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること。</p>	<p>一部措置済み（令和4年）</p>	<p>法曹志望者数の減少、ひいては司法修習生の減少が判事補任官者数に及ぼす影響については、必要な分析を行った上で、委員会質疑を通じて示す予定である。</p>
<p>六 離婚後の子どもの養育費の不払、面会交流の実施をはじめとする子をめぐる事件の複雑困難化、家庭裁判所の家事事件の新受件数の増加等に対応するため、家庭裁判所の機能強化を図り、家事事件の専門性に配慮した適正な人員配置を行うこと。</p>	<p>一部措置済み（令和2年、令和3年、令和4年）</p>	<p>裁判所としては、子をめぐる事件を含む家事事件の事件動向等を踏まえ、適正迅速な裁判の実現のため、繁忙庁を中心に適正な人員配置等の必要な体制整備を図ったところであるが、今後も必要な体制整備を図ってまいりたい。</p>

○民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和元年5月9日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
<p>三 国内の子の引渡しの直接的な強制執行に関し、子の福祉の観点から、以下の事項について留意すること。</p>		
<p>1 子の引渡しの直接的な強制執行については子の心身に有害な影響を及ぼさないよう、本法施行後における運用状況を勘案し、必要に応じて更なる改善を図るよう努めること。</p>	<p>(最高裁判所) 一部措置済み（令和元年度、令和2年度、令和3年度、令和4年度）</p>	<p>(最高裁判所) 子の心身に有害な影響を及ぼさないように執行するため、執行補助者又は立会人として児童心理の専門家の関与を得ることや、事前の打合せ等が重要であることについて、担当者による事務打合せ等において確認したほか、執行官向けの執務資料でも更なる周知を図った。また、専門家の関与についての実情調査を行い、運用状況を把握した上、その結果を全国の裁判所に周知した。 執行官に対する研修も引き続き実施する予定である。</p>
<p>2 執行裁判所や執行官の責務として、当該強制執行が子の心身に有害な影響を及ぼさないように配慮する義務規定を設けた趣旨を踏まえ、子の引渡しを実現するに当たり、執行補助者として児童心理学の専門家等を積極的に活用できるようにするため、当該専門家等の確保のための方策を講じるよう努めること。</p>	<p>(最高裁判所) 一部措置済み（令和元年度、令和2年度、令和3年度、令和4年度）</p>	<p>(最高裁判所) これまで日本臨床心理士会、日本臨床発達心理士会及び家庭問題情報センター（F P I C）から子の引渡しに関与することができる者の名簿の提出を受け、これを各地方裁判所に提供してきたところ、標記法律の公布を受け、最高裁事務総局において各専門家団体を訪問し、会員に対する当該法律の趣旨の周知、更なる名簿の充実や、執行現場が遠方である場合の関与について依頼し、更新後の名簿を各地方裁判所に提供した。また、F P I C及び日本臨床心理士会が、会員向けに、子の引渡しの強制執行の手引を作成するに当たり、制度に関する必要な情報提供を行った。</p>
<p>3 執行官に女性がいない現状を踏まえ、女性の登用の在り方などを検討するとともに、執行補助機関である執行官の負担が増大することを考慮し、執行官の適正な職務の環境整備や個々の執行官の質の更なる向上を図るための研修の</p>	<p>(最高裁判所) 一部措置済み</p>	<p>(最高裁判所) 執行官採用選考の受験案内文書のほか、ウェブサイト上の試験案内の記事、外部団体への受験案内文書送付時のメール</p>

<p>充実など執行官制度の基盤の更なる整備を行うよう努めること。</p>	<p>(令和元年 度、令和2年 度、令和3年 度、令和4年 度)</p>	<p>等において、執行官採用選考は男女不問で実施する旨を明記して広報した結果、女性の受験者数について増加傾向が見られる。</p> <p>また、経済情勢の変動、近年の執行官の事務の困難性や負担の増大を考慮し、執行官の手数料及び費用に関する規則の一部を改正し、手数料の増額や個別加算の仕組みを設けた。</p> <p>執行官の研修については、上記1記載のとおり</p>
<p>四 差押禁止債権の範囲変更の制度に関し、債務者の財産開示制度の見直しにより、債権者の地位の強化が図られることに鑑み、以下の事項について留意すること。</p>		
<p>1 差押禁止債権の範囲変更の制度をより適切に運用することができるよう、裁判所書記官の教示に当たってはその手続を分かりやすく案内するとともに専門家による支援を容易に得られるようにするなど、債務者に当該制度が周知されていない現状を改め、債務者に配慮した手続の整備に努めること。また、これらについて、本法施行後における運用状況を勘案し、必要に応じて更なる改善を図るよう努めること。</p>	<p>(最高裁判所) 一部措置済み (令和元年 度、令和2年 度、令和3年 度、令和4年 度)</p>	<p>(最高裁判所)</p> <p>標記法律の公布を受け、民事執行規則等の一部を改正する規則を制定し、手続教示は書面で行い、当該書面には範囲変更の申立てに係る手続の内容を記載する旨の規定を設けた。</p> <p>その上で、最高裁事務総局において、差押手続の概要（差押命令の効力等）、範囲変更の申立てをする裁判所、申立てをすべき時期、申立ての方法（申立てと併せて提出する資料等）、認容された場合の効果、裁判所又は弁護士に問合せができる旨等を記載した手続教示書面案を作成し、全国の地方裁判所で活用できるようにしており、また、その利用状況とともに、各庁の取組みについても調査し、その結果を全国の裁判所に周知した。</p>

※ 太枠の中を記入してください。

※ 処理済みの欄には、措置済み、一部措置済み、検討中、未着手の中から、調査時点における状況を選択して記入してください。

措置済み、一部措置済みの場合は、措置をした年も記載してください。

※ 他府省所管事項の場合は、所管府省を速やかにご連絡ください。